

令和5年6月14日(水) 14:00~14:40  
「令和5年度地域共生社会実現サポート事業」説明会

---

1. 挨拶
2. 地域共生社会実現サポート事業の制度改正について
3. その他

## オンライン説明会（Zoom）参加にあたっての 注意事項について

---

- 入室する際のアカウント名は「法人名／役職／氏名（姓のみ）」に設定するようにして下さい。
- 音声が聞こえない、資料が画面共有されていない等のご相談は、事務局あてにチャットにてご連絡下さい。

## 説明内容へのご質問について

---

- 説明内容へのご質問は、後日「京都府健康福祉部地域福祉推進課」([chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp](mailto:chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp))までメールにてお願いいたします。
- なお、よくある質問については、京都府ホームページにおいて、「地域共生社会実現サポート事業補助金に係るQ&A」を掲載しておりますので、ご参照ください。

# 社会福祉法人制度の改革（主な内容）

資料1

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

## 1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議  
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

## 2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

## 3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

## 4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

## 5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

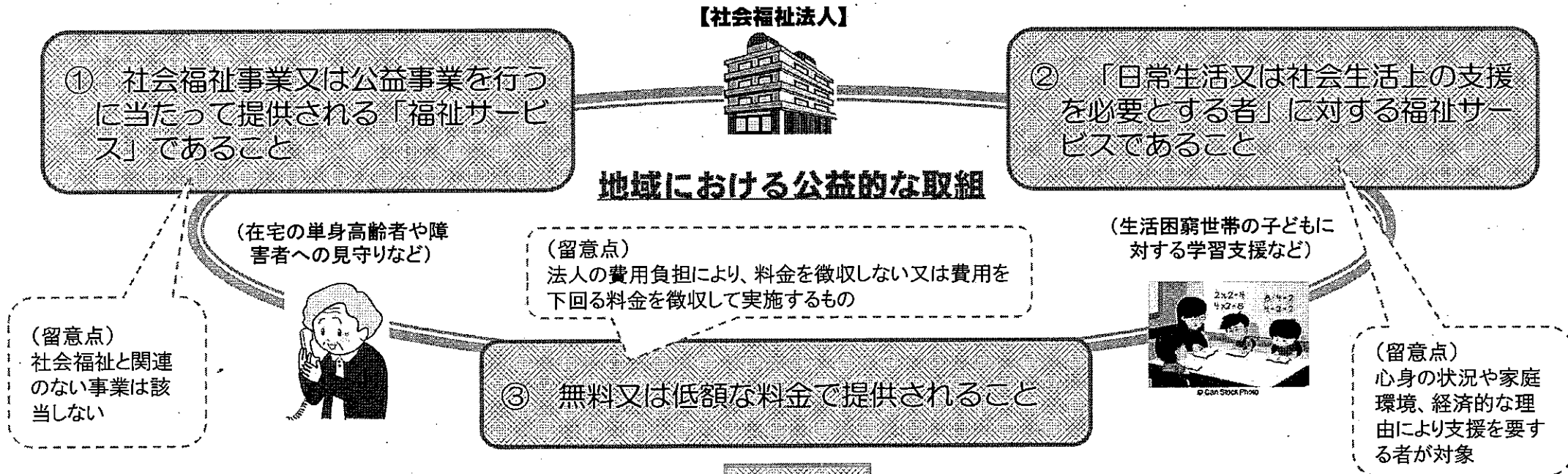
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置付け
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



○ **社会福祉法人の地域社会への貢献**

⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

# 各地で取り組まれている「地域における公益的な取組」の実践事例

○「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われているが、例えば以下のような取組事例がある。（各法人の実際の取組事例から参照。）

	高齢者の住まい探しの支援	障害者の継続的な就労の場の創出	子育て交流広場の設置	複数法人の連携による生活困窮者の自立支援	ふれあい食堂の開設
地域が抱える課題	加齢により転居を希望する高齢者の存在	商店街の閉鎖、障害者の就労の場の確保	子育てで孤立する母親の存在	雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加	地域で孤立する住民の増加
対象者	高齢者	障害者や高齢者	子育てに悩みを抱える母親	生活困窮者	社会的に孤立する者
取組内容	高齢者の転居ニーズと、不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施。	行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障害者等が継続的に就労。	施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、近隣の子どもに対する学習支援を実施。	複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWIによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。	地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。
取組による主な効果	高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消	障害者の就労促進、「買い物難民」問題の解消	子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進	生活困窮者の自立促進	地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支えあいによる取組の促進

社 援 発 0105 第 1 号  
令 和 4 年 1 月 5 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
(公 印 省 略)

地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の  
取組の積極的な実施について

「地域における公益的な取組」を行う責務が課せられている社会福祉法人におかれては、これまでも、様々な取組を行っていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、地域における福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人への期待は益々高まっています。

様々な課題を抱えている方々への支援に当たっては、各種制度にインフォーマルな取組も組合せ、地域の中で重層的なセーフティネットを構築していくことが重要であるとともに、そうした取組を支えつつ、最前線で福祉サービスの支援に当たっていただく職員の方々の処遇を確保していくことが重要です。こうした状況を踏まえ、下記の点について十分ご留意いただき、地域における公益的な取組の一層の促進等にご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、各所轄庁におかれましては、本通知の内容について、管内法人に対し周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、社会福祉法人の社会福祉充実財産について、「地域公益事業に積極的に振り向ける方策を講ずる。」と盛り込まれていることを踏まえ、社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域公益事業について、積極的に実施いただきたいこと。
- 2 今般の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、政府として、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げに取り組むこととしていることを踏まえ、法人の社会福祉充実財産の有無に関わらず、職員の処遇改善に一層ご尽力をいただきたいこと。  
特に、社会福祉充実計画の策定に当たっては、各種の福祉ニーズに応じた取組への活用を十分踏まえつつ、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたいこと。
- 3 地域における公益的な取組を行う責務を果たす観点から、法人の社会福祉充実財産の有無に関わらず、地域の孤独・孤立対策や困窮者対策に一層ご尽力をいただきたいこと。



(参考1) 社会福祉法 (昭和26年法律第45号)

(社会福祉充実計画の承認)

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日 (同号において「基準日」という。) において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業 (以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。) の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業 (同項第一号において「新規事業」という。) の実施に関する計画 (以下「社会福祉充実計画」という。) を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。

一 社会福祉事業又は公益事業 (第二条第四項第四号に掲げる事業に限る。)

二 公益事業 (第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。)

三 公益事業 (前二号に掲げる事業を除く。)

5～11 (略)

(参考2) 「経済財政運営と改革の基本方針2021」 (令和3年6月18日閣議決定) (21頁)

(求職者支援制度等のセーフティネットの強化)

(前略) 非正規雇用労働者等やフリーランスといった経済・雇用情勢の影響を特に受けやすい方へのセーフティネットについて、生活困窮者自立支援制度や空き家等を活用した住宅支援の強化等による住まいのセーフティネットの強化を含めその在り方を検討するとともに、被用者保険の更なる適用拡大及び労災保険の特別加入の拡大を着実に推進する。社会福祉法人の「社会福祉充実財産」を地域公益事業に積極的に振り向ける方策を講ずる。

(後略)

(参考3) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」 (令和3年11月19日閣議決定) (46頁)

(2) 公的部門における分配機能の強化等

① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度 (月額9,000円) 引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度 (月額4,000円) 引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施した上で、来年10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

(後略)

(参考4) 「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」 (平成29年1月24日雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」

4 社会福祉充実計画原案の策定

(1) 社会福祉充実計画に記載すべき内容 (法第55条の2第3項及び規則第6条の15関係)

(前略)

なお、社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の検討に当たっては、将来的な福祉・介護人材の確保・定着を図る観点から、職員処遇の充実を進めていくことが重要であり、こうした事業の実施について可能な限り優先的に検討が行われることが望ましいこと。

## 京都府地域共生社会実現サポート事業の制度改正について

### ■京都府における地域共生社会実現サポート事業の改正内容

#### (1) 地域貢献活動推進事業

- 従来の「地域包括ケア推進事業」と「地域課題解消事業」を統合
- 「災害対応力向上事業」と区分して補助基準額を設定
- 複数の社会福祉法人が連携した協議会等における取組も補助対象に追加
- 補助基準額を1施設当たり48万円

#### (2) 災害対応力向上事業

- 「災害対応力向上事業」のみで補助基準額を設定
- 補助基準額を1施設当たり30万円とし、地域貢献活動推進事業を実施する場合、1施設当たり44万円

### ■地域共生社会実現サポート事業新旧イメージ図

＜令和4年度＞		＜令和5年度＞		
事業区分	補助基準(上限)額、補助率	事業区分	補助基準(上限)額、補助率	
① 地域包括ケア推進事業	<b>【補助基準(上限)額】</b> 1施設当たり <b>44万円</b> (①～③の合算額)  <b>【補助率】</b> 府①②：1/2(町村域3/4) ③：1/2 市①②③：1/4 町村 ③：1/4	①	<b>＜統合改称＞</b> <b>地域貢献活動推進事業</b>  <b>【補助基準(上限)額】</b> 1施設当たり <b>48万円</b> <b>【補助率】</b> 府：1/2(町村域3/4) 市：1/4	
② 地域課題解消事業				
③ 災害対応力向上事業		<b>【補助基準(上限)額】</b> ハード事業：500万円 ソフト事業：250万円 <b>【補助率】</b> 府：1/2	②	<b>【補助基準(上限)額】</b> 1施設当たり <b>30万円</b> (①を実施する場合1施設当たり <b>44万円</b> ) <b>【補助率】</b> 府：1/2 市町村：1/4
④ 福祉サービス向上支援事業(公募型)	<b>【補助基準(上限)額】</b> 1施設当たり <b>40万円</b> <b>【補助率】</b> 府：1/2(町村域3/4) 市：1/4	③	福祉サービス向上支援事業(公募型)	変更なし
⑤ 小規模法人等活動サポート事業		④	小規模法人等活動サポート事業	変更なし

<参考>

地域共生社会実現サポート事業における過去の補助対象事例

過去の対象事業例	補助率	R④補助対象経費上限額
<p><b>1 地域貢献活動推進事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域連携を目的としたカフェの運営</li> <li>○地域コミュニティの活性化に向けて、地域交流に活用する土地の賃借及び整備</li> <li>○認定こども園における地域交流イベントの実施</li> <li>○子育てに取り組む方を対象とした「子育て応援講演会」の実施</li> <li>○施設を活用した放課後児童の居場所づくりの実施</li> <li>○障害に対する理解を深めてもらうために、障害のある方々の働く姿を映した動画を作成</li> <li>○施設において地域における防災の意識を高めるイベントを実施</li> <li>○地域における交通教室の開催</li> <li>○高齢者の身体機能維持・向上の取組</li> <li>○高齢者と地域住民の交流イベント（農作物の収穫等）を実施</li> <li>○施設を活用した高齢者による物品製作、販売事業 等</li> </ul>	<p>&lt;施設立地が市内&gt; 府 2/4 市 1/4</p> <p>&lt;施設立地が町村内&gt; 府 3/4</p>	<p>480千円</p>
<p><b>2 災害対応力向上事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉避難所（未指定の避難所を含む）としての備品・備蓄品等の整備（発電機、非常食、簡易トイレ・ベッド、マット、クッション、避難用乳母車、非常時用テント、AED設置費用、備品倉庫など）</li> <li>○職員のスキルアップ向上に資する危機管理に係る研修の実施 等</li> </ul> <p>※福祉避難所（未指定の避難所を含む）として、新型コロナウイルス等感染症の対策に係る備品・備蓄品等の整備も補助対象</p>	<p>府 2/4 市町村 1/4</p>	<p>300千円 （地域貢献活動推進事業と併せて行う場合は、440千円）</p>
<p><b>3 福祉サービス向上支援事業〔公募型〕</b></p> <p>&lt;先進的な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○RPA（ロボティクスプロセスオートメーション）の導入による事務改善の取組</li> <li>○パラスポーツ（ボッチャ競技大会）を通じた地域住民と障害者の交流イベントの実施</li> <li>○移動式スマートリフトバスの導入</li> <li>○大学と連携したオンラインによる園児の保護者等を対象とした研修 等</li> </ul> <p>&lt;他の模範となる取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前の自然体験活動を行う拠点の整備</li> <li>○地域コミュニティの活性化等を目的とした高齢者等地域住民が交流できる拠点（足湯）を整備</li> <li>○高齢者の移乗をサポートする介護ロボットの導入</li> <li>○施設内で利用者の体調等をタブレットで確認できるシステムの導入</li> <li>○地域交流スペースのバリアフリー化 等</li> </ul> <p>※過去に取り組まれている事業については、基本的に対象外となることから、新たな観点等を加味することが必要</p>	<p>府 1/2</p>	<p>ハード整備事業 5,000千円</p> <p>ソフト事業 2,500千円</p>
<p><b>4 小規模法人等活動サポート事業</b></p> <p>&lt;法人・施設の体制強化のための取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員健康診断、インフルエンザ予防接種等の就業環境向上に向けた取組</li> <li>○税理士や会計士、社会福祉労務士等専門家への委託費</li> <li>○会計ソフトのリース料</li> <li>○第三者評価の受診など認証取得への取組 等</li> </ul> <p>&lt;上位認証取得を目指す法人内での取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新規採用者育成プログラム作成等の法人内体制強化 等</li> </ul> <p>※小規模法人：直近年度決算における事業収益4億円以下の法人</p>	<p>&lt;施設立地が市内&gt; 府 2/4 市 1/4</p> <p>&lt;施設立地が町村内&gt; 府 3/4</p>	<p>400千円</p>

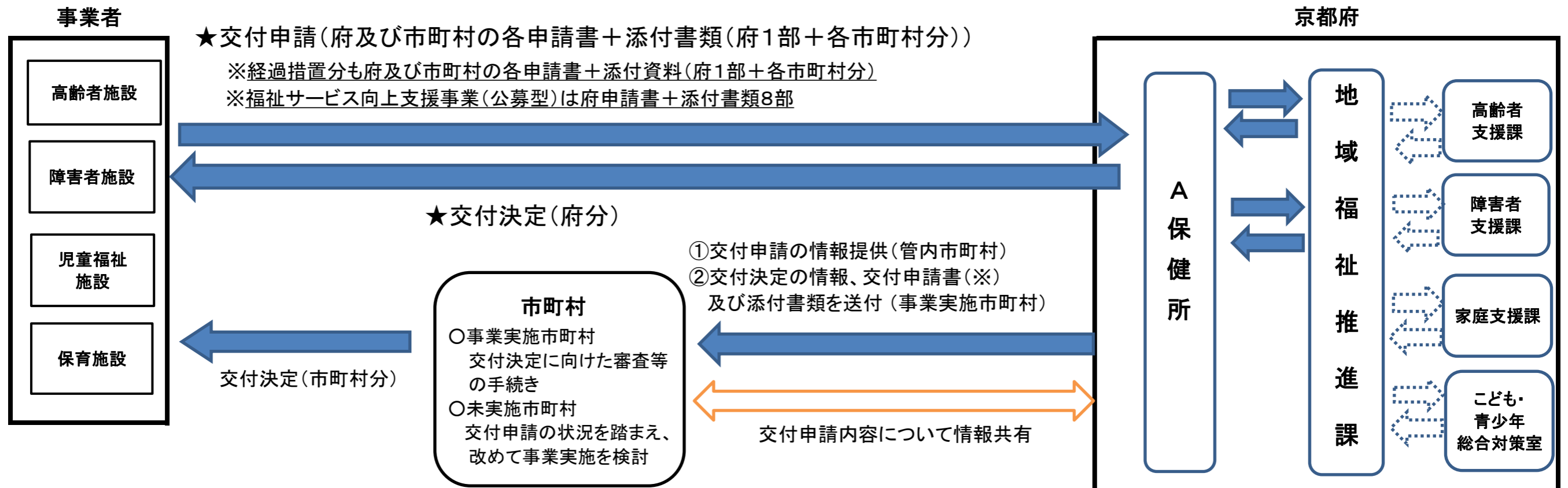
※ 上記事業区分の1、2及び4について、1法人当たりの補助基準上限額は、合計で3,360千円としていますのでそれを超える金額については補助対象外となります。

※ 全ての市町村で補助事業が実施されるものではありませんので、市町村の事業実施状況につきましては、府HPに掲載しております「令和5年度地域共生社会実現サポート事業補助金実施市町村一覧」を御確認ください。

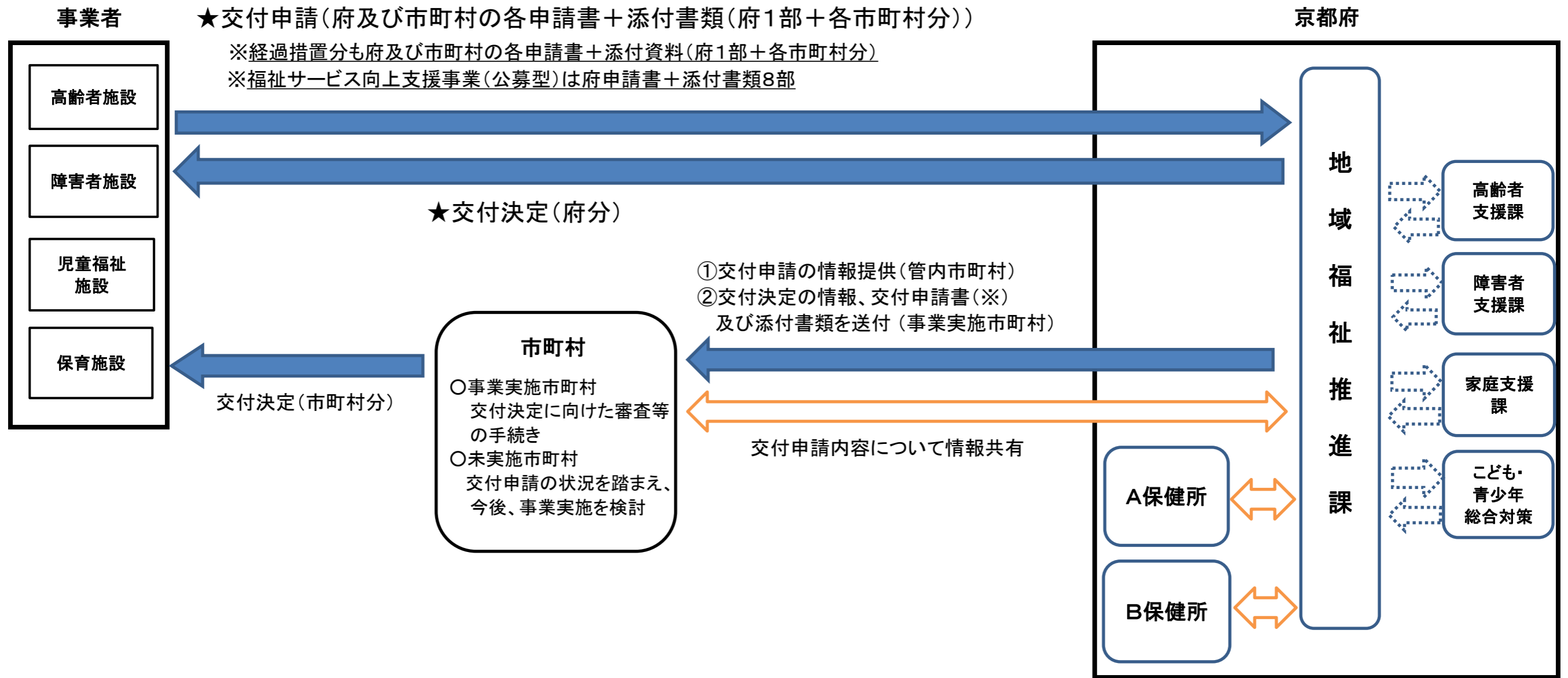
◆交付申請の基本的な流れ <令和5年度>

- 交付申請については、法人単位で、事業実施主体である京都府と各市町村へそれぞれ申請書を提出  
ただし、法人及び市町村における申請・交付決定手続きに係る負担を軽減するため、以下の手順により実施
  - ① 京都府へ申請する際、府及び事業実施市町村の各申請書及び添付書類を各1部提出 ★「市町村事業実施状況一覧」を府HPに掲載  
(福祉サービス向上支援事業(公募型)は府申請書+添付書類8部)
  - ② 京都府から事業実施市町村へ申請書及び添付書類を送付
- 提出先について
- 社会福祉法人 …… 施設が広域に所在しない法人: 京都府保健所(法人本部が所在する市町村を所管する各保健所)  
施設が広域に所在する法人 : 京都府健康福祉部地域福祉推進課(複数の広域振興局管内に事業所が所在)  
施設が京都市のみに所在する法人: 京都府健康福祉部地域福祉推進課
  - 社会福祉法人以外 …… 京都府保健所(施設が所在する市町村を所管する各保健所)  
京都府地域福祉推進課(施設が京都市内に所在する法人等)
  - 他府県所轄法人 …… 京都府健康福祉部地域福祉推進課
- ★【注意】実績報告(令和6年4月)については、交付決定を行った府(地域福祉推進課、各保健所)及び各市町村へ提出

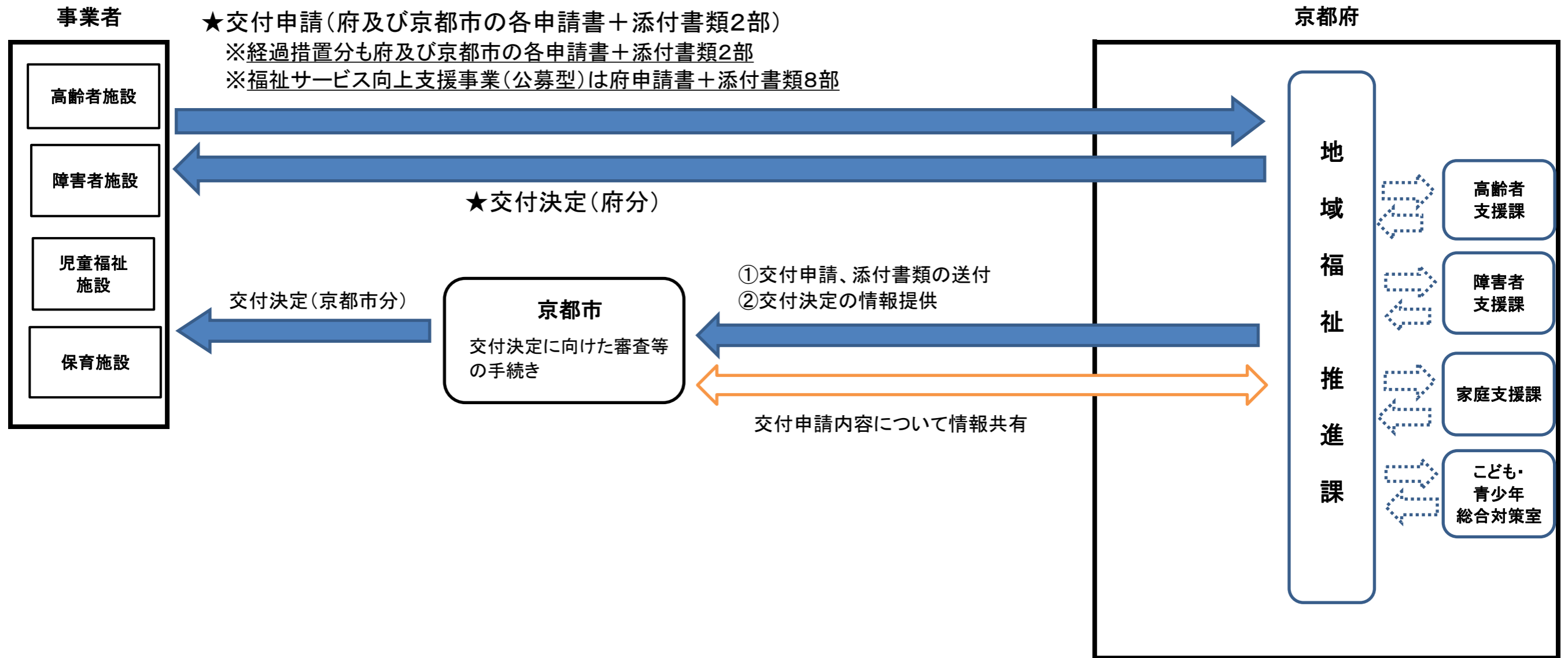
1 法人の施設が広域(複数の広域振興局管内)に所在しない場合 <社会福祉法人所轄庁:各市、府(保健所)>



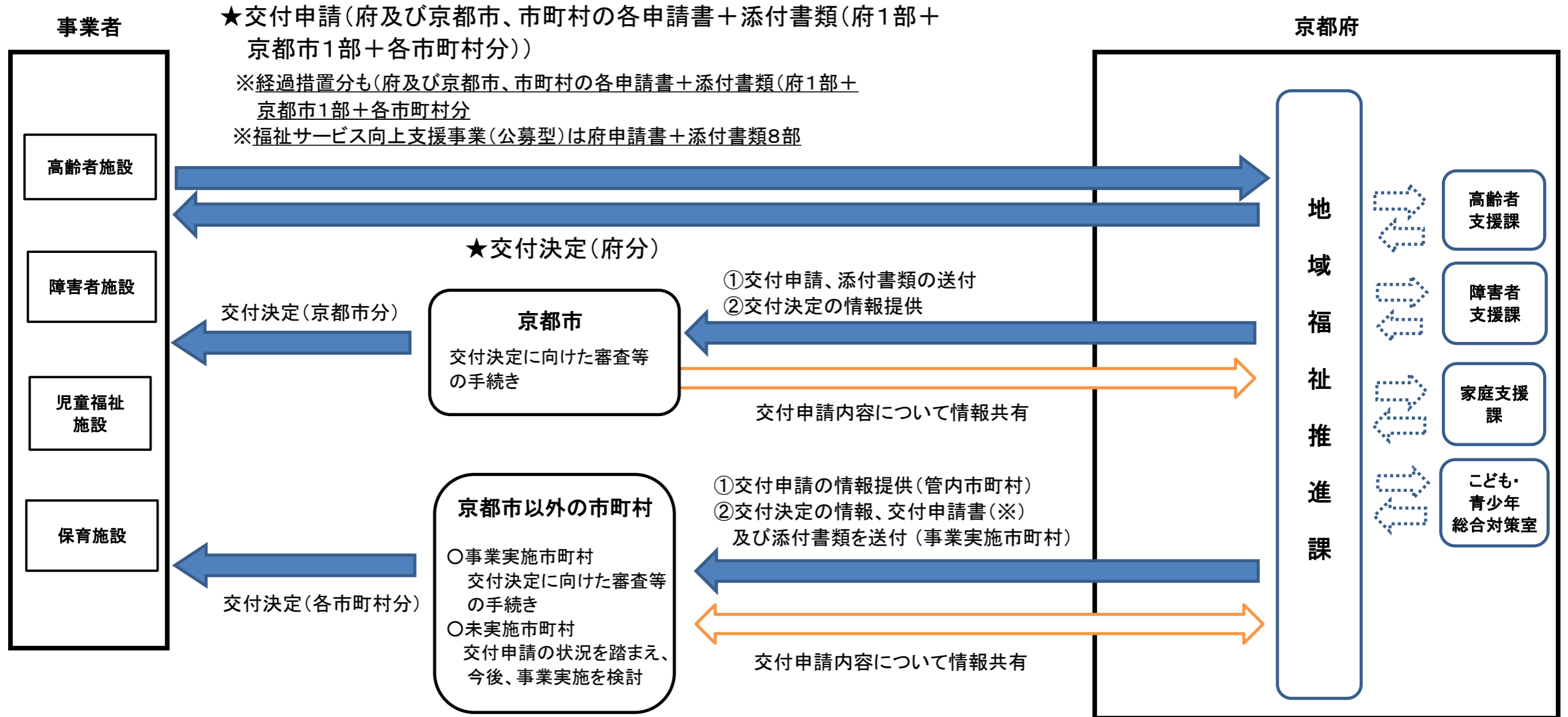
2 法人の施設が広域(複数の広域振興局管内、他府県)に所在する場合 <社会福祉法人所轄庁:府(地域福祉推進課)、他府県>



3-1 法人の施設が京都市内にのみ存在 <社会福祉法人所轄庁:京都市>



3-2 法人本部は京都市内に所在するが、京都市以外にも法人の施設が所在 <社会福祉法人所轄庁:京都市>



## 令和5年度地域共生社会実現サポート事業補助金 実施市町村一覧

市町村	補助事業区分毎の実施状況			問い合わせ先		
	地域貢献活動 推進事業	災害対応力 向上事業	小規模法人 等活動サポ ート事業	施設種別	担当課名	電話番号
京都市	○	○	○	高 齢	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課	075-213-5871
				障 害	障害保健福祉推進室	075-222-4161
				保 育	幼保総合支援室	075-251-2390
				児童福祉	子ども若者未来部 子ども家庭支援 課	075-746-7625
福知山市	○	○	○	高 齢	福祉保健部 高齢者福祉課	0773-24-7072
				障 害	福祉保健部 障害者福祉課	0773-24-7017
				保 育	福祉保健部 子ども政策室	0773-24-7083
舞鶴市	○	○	○	全 般	福祉部 福祉企画課	0773-66-1011
				保 育	健康こども部 幼稚園・保育所課 (経過措置のみ)	0773-66-1009
綾部市	○	○	○	保 育 児童福祉	福祉保健部 こども支援課	0773-42-4252
				高 齢	福祉保健部 高齢者支援課	0773-42-4339
				障 害	福祉保健部 障害者支援課	0773-42-4254
宇治市	○	○	○	全 般	福祉こども部 地域福祉課	0774-20-8730
				保 育	福祉こども部 保育支援課 (経過措置のみ)	0774-20-8732
宮津市	×	×	×			
亀岡市	×	○	×	高 齢	健康福祉部 高齢福祉課	0771-25-5170
				障 害	健康福祉部 障がい福祉課	0771-25-5189
				保 育	こども未来部 保育課	0771-25-5028
				児童福祉	こども未来部 子育て支援課	0771-25-5126



令和5年度地域共生社会実現サポート事業補助金 実施市町村一覧

市町村	補助事業区分毎の実施状況			問い合わせ先		
	地域貢献活動 推進事業	災害対応力 向上事業	小規模法人 等活動サポ ート事業	施設種別	担当課名	電話番号
城陽市	○	○	○	高 齢	福祉保健部 高齢介護課	0774-56-4031
				障 害	福祉保健部 福祉課	0774-56-4033
				保 育 児童福祉	福祉保健部 子育て支援課	0774-56-4035
向日市	○	○	○	高 齢	市民サービス部 高齢介護課	075-874-2591
				障 害	市民サービス部 障がい者支援課	075-874-2574
				保 育 児童福祉	市民サービス部 子育て支援課	075-874-2659
長岡京市	○	○	○	高 齢	健康福祉部 高齢介護課	075-955-2059
				障 害	健康福祉部 障がい福祉課	075-955-9549
				保 育	健康福祉部 子育て支援課	075-955-9518
				児童福祉	健康福祉部 福祉政策室	075-955-3135
八幡市	○	○	○	高 齢	健康福祉部 高齢介護課	075-983-5471
				障 害	健康福祉部 障がい福祉課	075-983-2129
				保 育	こども未来部 子育て支援課	075-983-1866
				児童福祉	健康福祉部 福祉総務課	075-983-1334
京田辺市	○	○	○	高 齢	健康福祉部 高齢者支援課	0774-63-1307
				障 害	健康福祉部 障がい福祉課	0774-64-1372
				保 育	輝くこども未来室	0774-63-1310
				児童福祉	健康福祉部 健康福祉政策推進室	0774-64-1370
京丹後市	×	×	×			
南丹市	○	○	○	全 般	福祉保健部 福祉相談課	0771-68-0023

# 令和5年度地域共生社会実現サポート事業補助金 実施市町村一覧

市町村	補助事業区分毎の実施状況			問い合わせ先			
	地域貢献活動 推進事業	災害対応力 向上事業	小規模法人 等活動サポ ート事業	施設種別	担当課名	電話番号	
木津川市	○	○	○	高 齢	健康福祉部 高齢介護課	0774-75-1213	
				障 害	健康福祉部 社会福祉課	0774-75-1211	
大山崎町	府が事業費の3/4を補助（上限あり）	府への申請があれば調整	府が事業費の3/4を補助（上限あり）	高 齢	健康福祉部 健康課	075-956-2101	
障 害 保 育 児 童 福 祉		健康福祉部 福祉課					
久御山町		×					
井手町		×					
宇治田原町		×					
笠置町		対象事業所なし					
和束町		府への申請があれば調整			全 般	福祉課	0774-78-3006
精華町		○			全 般	健康福祉環境部 社会福祉課	0774-94-5200
南山城村		対象事業所なし					
京丹波町		○			全 般	福祉支援課	0771-82-1800
伊根町		○			全 般	保健福祉課	0772-32-0504
与謝野町		○			全 般	福祉課	0772-43-9021

## 地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、府内において社会福祉法人等が実施する社会貢献活動（京都府社会貢献活動の促進に関する条例（平成15年京都府条例第31号）第1条第1項に規定する社会貢献活動をいう。以下同じ。）並びに民間の社会福祉施設（以下「施設」という。）における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての府民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生き、共に支え合う社会の実現を図るため、社会福祉法人等に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において「社会福祉法人等」とは、次に掲げる法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）をいう。

(1) 次に掲げるいずれかの施設を経営する社会福祉法人

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する視聴覚障害者情報提供施設

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設又は授産施設

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設（空床利用型事業（利用者に利用されていない居室を利用して行う指定短期入所の事業をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）第2条第1号に規定する幼稚園型認定こども園（同号アに掲げる幼稚園に限る。以下「幼稚園型認定こども園」という。）又は同条第2号に規定する保育所型認定こども園（以下「保育所型認定こども園」という。）

(2) 次に掲げるいずれかの事業を実施する社会福祉法人

ア 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（同法に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）又は小規模住居型児童養育事業

イ 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業（同法に規定する小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業

に限る。)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（同法に規定する療養介護、生活介護、短期入所（空床利用型事業を行うものを除く。）、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）又は相談支援を行う事業

(3) 社会福祉法人以外の法人等であって、次に掲げるいずれかの施設を経営するもの  
ア 児童福祉法に規定する保育所

イ 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園

2 この告示において「地域貢献活動推進事業」とは、社会福祉法人等が行う事業であって、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成30年1月23日付け社援基第0123第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に定める「地域における公益的な取組」としてその実施が推進されているものをいう。

3 この告示において「災害対応力向上事業」とは、社会福祉法人等が行う災害時において高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者に対し必要な支援を行うための事業（災害が発生したときその他の緊急時に実施するものを除く。）をいう。

4 この告示において「福祉サービス向上支援事業」とは、多様化する福祉ニーズに対応するための事業で、社会福祉法人等が福祉サービスの質の向上を目的として主体的に提案を行い、及び実施するもの（その内容が先進的なもの又は他の模範となるものとして知事が認めるものに限る。）をいう。

5 この告示において「小規模法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

(1) 社会福祉法人であって、補助金の交付に係る会計年度の前年度の決算（以下「前年度決算」という。）において知事が別に定めるところにより計算したサービス活動に係る収益の額が4億円を超えないもの

(2) 公益社団法人又は公益財団法人であって、前年度決算において知事が別に定めるところにより計算した経常的な収益の額が4億円を超えないもの

(3) 学校法人であって、前年度決算において知事が別に定めるところにより計算した教育活動に係る収入の額が4億円を超えないもの

(4) その他前各号に準じる者として知事が別に定める者

6 この告示において「小規模法人等活動サポート事業」とは、小規模法人等が実施する次に掲げる事業をいう。

(1) 社会貢献活動に自ら取り組むために当該小規模法人等の運営の体制を強化する事業

(2) きょうと福祉人材育成認証制度（福祉の人材の育成に係る認証のための制度として知事が別に定めるものをいう。以下「認証制度」という。）に基づき知事が別に定める認証を取得するために実施する事業

7 この告示において「事業実施法人等」とは、第2項から第4項まで又は前項に規定する事業を実施する社会福祉法人等をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業であって、京都府内に所在する施設で実施するものとする。

- (1) 地域貢献活動推進事業
  - (2) 災害対応力向上事業
  - (3) 福祉サービス向上支援事業
  - (4) 小規模法人等活動サポート事業
- 2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体からの委託を受けて実施する事業及び国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金（この要綱に基づく補助金及び前項各号に掲げる事業を対象として市町村が交付する補助金を除く。）の交付を受けて実施する事業については、補助金の交付の対象としない。

（補助金交付の要件）

第4条 事業実施法人等が補助金の交付を受けるためには、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 施設の職員の人材の確保等及び施設の利用者の処遇の向上に関する計画を策定していること。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第82条の規定による苦情の適切な解決のための取組又は地域に開かれた施設の運営がなされていると認められる取組を実施していること。
- (3) 社会福祉法人にあっては、社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知）において公表が必要とされている定款、報酬等の支給の基準、貸借対照表、収支計算書、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により公表していること。
- (4) 社会福祉法人にあっては、社会福祉法第55条の2の規定に基づき社会福祉充実計画を策定するとともに、所轄庁の承認を受けた場合は、当該計画（同法第55条の3の規定によりその内容を変更した場合にあっては、当該変更後の計画を含む。）を公表していること。
- (5) 補助対象事業を実施する施設が、認証制度に基づき、福祉の人材の育成に取り組むことを宣言した施設であること。

（福祉サービス向上支援事業の要件）

第5条 事業実施法人等が福祉サービス向上支援事業に係る補助金の交付を受けるためには、前条各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 補助金の交付の申請に係る福祉サービス向上支援事業を実施しようとする施設（以下「事業実施施設」という。）について、当該補助金の交付の申請の日の2年前（当該施設が第2条第1項第3号ア又はイに掲げる施設である場合にあっては、4年前）の日の属する年度の初日から当該申請の日の前日までの間（以下「対象期間」という。）に、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受けたこと。
- (2) 事業実施施設について、対象期間に第三者評価を受けるための申込みをしたことその他の知事が別に定める要件に該当すること。

（補助対象事業等）

第6条 補助対象事業、補助対象事業の基準額（以下「補助基準額」という。）、補助金

の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

- 2 一の社会福祉法人等が第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事業のうち1又は2以上の事業を一の年度において実施する場合における補助基準額の合計額については、336万円を上限とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、規則第5条の規定による補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第8条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

- 2 知事は、福祉サービス向上支援事業について前項の規定により交付決定を行うときは、あらかじめ、福祉サービス向上支援事業に係る意見聴取会議に意見を聴かなければならない。

（意見聴取会議）

第9条 事業の内容が先進的なもの又は他の模範となるものであるかどうかについて専門的な意見を聴取するため、福祉サービス向上支援事業に係る意見聴取会議（以下「意見聴取会議」という。）を置く。

- 2 意見聴取会議について必要な事項は、別に定める。

（補助対象事業の内容又は経費の配分の変更）

第10条 第8条の規定による交付決定を受けた社会福祉法人等（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者が、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業中止（廃止）申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、規則第13条の規定による実績報告書（別記第4号様式）を補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第5号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分)

第14条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が50万円以上のものとする。

2 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときには、別に定める様式により知事に報告し、その承認を得なければならない。

3 知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成30年10月9日から施行し、この告示による改正後の地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成30年4月1日以降に着手した新要綱第3条第1項に規定する補助対象事業に対して適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、新要綱第4条第5号の規定は、平成30年度分の補助金については、適用しない。

3 この告示による改正前の民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき、平成29年度に補助を受けて実施した旧要綱第3条第1号に規定する事業（旧要綱別表第2の5の項に係る部分に限る。以下同じ。）で、引き続き平成30年度以降において実施するものについては、平成39年度まで、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧要綱別表第1の1の項中「別表第2補助対象事業の欄」とあるのは「別表第2の5の項」と、「（同欄の区分に応じ、同表対象経費の欄に定める経費に限る。以下この表において同じ。）の額（その年度の4月1日における施設入所（通所）定員（短期入所の委託により使用されるベッドの数で知事が必要と認めたものを含む。）又は障害福祉サービス事業の利用定員（当該施設が夜間において実施するサービスと昼間において実施するサービスとを併せて実施し

ているときは、これらのサービスの利用定員のうち、いずれか多い方)に、1人当たり3万円を乗じて得た」とあるのは「の額(平成29年度に当該事業実施法人等が補助を受けて実施した当該事業に係る府の補助金の」と、同表2の項補助対象者の欄中「京都市」とあるのは「事業実施法人等」と、同項補助基準額の欄中「別表第2補助対象事業の欄」とあるのは「別表第2の5の項」と、「に対して補助対象者が支出した額(その年度の4月1日における施設入所(通所)定員又は障害福祉サービス事業の利用定員に、京都市が設置しその運営を事業実施法人等に委託している場合にあつては1人当たり1万6,000円を、京都市以外の者が設置し運営する施設又は事業にあつては1人当たり3万円をそれぞれ乗じて得た」及び「に対して補助対象者が支出した額(その年度の4月1日における施設の利用定員(幼保連携型認定こども園に係る利用定員にあつては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号及び第3号に規定する子どもに係る部分に限る。)に、公設民営の保育所等にあつては1人当たり1万円を、民設民営の保育所等にあつては1人当たり1万7,000円をそれぞれ乗じて得た」とあるのは「の額(平成29年度に当該事業実施法人等が補助を受けて実施した当該事業に係る京都市の補助金の」と、同表3の項中「京都市以外の市町村」とあるのは「事業実施法人等」と、「別表第2補助対象事業の欄」とあるのは「別表第2の5の項」と、「に対して補助対象者が支出した額(その年度の4月1日における施設の利用定員(幼保連携型認定こども園に係る利用定員にあつては、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する子どもに係る部分に限る。)に、公設民営の保育所等にあつては1人当たり1万円を、民設民営の保育所等にあつては1人当たり1万7,000円をそれぞれ乗じて得た」とあるのは「の額(平成29年度に当該事業実施法人等が補助を受けて実施した当該事業に係る市町村の補助金の」と読み替えるほか、同表の2の項中「4分の1」とあるのは、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成30年度	2分の1
平成31年度	3分の2
平成32年度	6分の5
平成33年度から 平成39年度まで	10分の10

- 4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧要綱の規定を適用する場合において、旧要綱第3条第1号に規定する事業の平成35年度から平成39年度までの各年度の補助金の額は、旧要綱の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用される旧要綱の規定に基づき算定された補助金の額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数を乗じて得た額以内の額とする。

平成35年度から 平成36年度まで	4分の3
平成37年度から 平成38年度まで	2分の1
平成39年度	4分の1



- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第 6 条関係）

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 地域貢献活動推進事業	1 施設当たり48万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料その他知事が特に必要と認める経費	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める率 (1) 府の区域（市の区域を除く。）内にある施設の事業 4分の3以内 (2) (1)に掲げる事業以外の事業 2分の1以内
2 災害時対応力向上事業	1 施設当たり30万円（地域貢献活動推進事業とを併せて行う場合にあっては、44万円）と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費その他知事が特に必要と認める経費	2分の1以内
3 福祉サービス向上支援事業	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める額 (1) ハード整備事業（社会福祉施設の改修、備品の購入等の事業をいう。） 500万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額 (2) (1)に掲げる事業以外の事業 250万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費その他知事が特に必要と認める経費	2分の1以内
4 小規模法人等活動サポート事業	1 施設当たり40万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、委託費、使用料及び賃借料その他知事が特に必要と認める経費	次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める率 (1) 府の区域（市の区域を除く。）内にある施設の事業 4分の3以内 (2) (1)に掲げる事業以外の事業 2分の1以内